

## 新潟市事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号。以下「条例」という。）並びに新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成8年新潟市規則第49号。以下「規則」という。）に基づき、事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理の推進を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、条例及び規則の例によるものとする。

- (1) 「事業用建築物」 建築物の全部あるいは一部が事業活動の用に供されている建築物をいう。
- (2) 「所有者」 建築物が区分所有又は共有されている場合は、建築物の区分所有者又は共有者の中から選んだ代表者とする。  
ただし、建築物の所有者から、当該建築物の全体的な管理権限を与えられている者を所有者と見なすことができる。
- (3) 「占有者」 建築物を所有者から賃借する等して使用している者をいう。
- (4) 「建設者」 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の申請及び確認を受ける事業用建築物の建築主をいう。
- (5) 「再利用対象物」 事業用建築物から生ずる再利用が可能な古紙類、びん類及び缶類等をいう。
- (6) 「保管場所」 事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物又は再利用対象物が、当該事業用建築物から収集及び運搬されるまで、適正に管理するための貯留施設。

### (廃棄物管理責任者の選任等)

第3条 市長は、廃棄物管理責任者がその業務を遂行できないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、選任の変更を求めることができる。

2 廃棄物管理責任者の業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の種類毎の処分量及び処分方法の記録並びに関係書類の保管。
- (2) 当該建築物から生ずる再利用対象物の種類毎の資源化量及び資源化方法の記録並びに関係書類の保管。
- (3) 当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理体制の企画並びに運営
- (4) 当該建築物の占有者に対する事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導及び助言。
- (5) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の管理運営。
- (6) 減量計画書の作成、保管及び管理運営。
- (7) 市及び所有者との連絡調整。
- (8) 市の行う施策への協力に関すること。

### (保管場所の設置)

第4条 事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所は、「事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要領」に従い、設置するものとする。

### (改善勧告にともなう違反事項の確認等)

第5条 市長は、条例第29条に規定する改善勧告を行おうとするときは、事前に立入検査を行うことにより、条例に違反する事項の確認を行うものとする。

2 市長は、規則第16条第2項に規定する改善報告書が提出された場合は、立入検査を行うことにより、改善状況を確認するものとする。

(立入検査)

第6条 立入検査は、事業用建築物における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理について、必要に応じて行うものとする。

2 立入検査は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者、建設者、占有者及び廃棄物管理責任者からの聴取。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する書類の閲覧。
- (3) 必要と認められる場所の写真撮影。

3 立入検査は、次の各号に掲げる項目について行う。

- (1) 減量計画書の作成根拠。
- (2) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の分別状況。
- (3) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置並びにその保管状況。
- (4) 当該建築物内での廃棄物処理体制。
- (5) その他当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項。

(公表を受けた者が行う弁明)

第7条 規則第17条第2項に規定する公表通知書を受けた者が行う弁明は、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して、14日以内に弁明書により行うものとする。

(受入拒否の周知)

第8条 市長は、規則第18条第1項に規定する受入拒否の通知をするときは、受入拒否をする者の氏名又は名称及び必要事項を本市の一般廃棄物処理業の許可を有するもの及び市長の指定する処理施設へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。